

信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻

目 次

I	認証評価結果	2-(2)-3
II	章ごとの評価	2-(2)-4
	第 1 章 教育目的	2-(2)-4
	第 2 章 教育内容	2-(2)-6
	第 3 章 教育方法	2-(2)-9
	第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(2)-11
	第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(2)-15
	第 6 章 入学者選抜等	2-(2)-16
	第 7 章 学生の支援体制	2-(2)-19
	第 8 章 教員組織	2-(2)-21
	第 9 章 管理運営等	2-(2)-24
	第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(2)-26
<参 考>		2-(2)-29
i	現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-31
ii	目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-32
iii	自己評価書等	2-(2)-33

I 認証評価結果

信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- すべての専任教員の授業負担が年間 20 単位以下にとどめられている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習室には専用図書が配架され、自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、自習室と経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館が近くに位置しているなど、自習室と経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館との有機的連携が確保されている。

II 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育の理念は、『法の支配に奉仕せよ』、『知的に究理せよ』、『つねに良き隣人たれ』とされ、教育の目的は、「①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成、②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成、③経済・経営に強い法曹の養成、④科学技術の動向に対する知見をもった法曹の養成」として明確に示されている。また、養成しようとする法曹像は、「①良き市民として地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者たる法曹、②経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化および企業経営の健全化に対応できる法曹、③地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた法曹」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、理論的教育と実務的教育の段階的・継続的・有機的な連携を図ることを基本方針とした教育課程の編成、実務を強く意識しつつ教育内容に応じて研究者教員と実務家教員とが協働・連携した教育の実施、基礎から段階的・反復的・科目横断的な教育の実施、少人数教育による双方向的又は多方向的教育の実施、民法科目の1年次配当及び授業科目「民法入門演習」における2クラス制の採用による民法の基礎教育の徹底、法律実務基礎科目の充実、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び教育の目的を効果的に実現するために、法律基本科目の理論教育の後に法律実務基礎科目の実務教育を履修し、さらにそれらを踏まえて理論的発展が可能となるよう基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目が配置されているほか、民法の基礎教育の徹底、経済・経営に強い法曹を養成するための多様な授業科目の開設、研究者教員と実務家教員の合同授業による理論と実務を架橋する教育の実施により、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング及びエクスターンシップに係る授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「英米法」、「法と経済」、「行政学」、「法医学」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、①市民法曹タイプ、②企業ビジネス法曹タイプ、③地域密着・政策志向法曹タイプ、④裁判官を目指した履修モデル、⑤検察官を目指した履修モデル、⑥企業経営に明るい法曹を意識した履修モデル、⑦科学技術に強い（サイエンティフィック・マインドを持った）法曹を意識した履修モデル、という7つの履修モデルをもとに、①市民法曹との関連では、授業科目「消費者法」、「労働法1」等、②企業ビジネス法曹との関連では、授業科目「金融法」、「知的財産法1」等、③地域密着・政策志向法曹との関連では、授業科目「地方自治法」、「社会保障法」等、④裁判官との関連では、授業科目「現代法特別講義2（刑事司法の現代的課題）」等、⑤検察官との関連では、授業科目「犯罪捜査論」等、⑥企業経営に明るい法曹との関連では、授業科目「経済法」等、⑦科学技術に強い法曹との関連では、授業科目「環境と法」等がそれぞれ開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目、選択必修科目及び自由選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、必修科目及び選択必修科目からなり、その必修総単位数は、公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目12単位及び選択必修科目2単位の合計58単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」（2単位）が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事裁判実務の基礎」（2単位）が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事裁判実務の基礎」（2単位）が必修科目として開設されている。法情報調査については、単位認定の対象外である入学年度当初の講座「法情報調査入門」において適宜指導が行われ、法文書作成については、必修科目である授業科目「民事裁判実務」、「民事裁判実務の基礎」及び「刑事裁判実務の基礎」のほか、選択必修科目である授業科目「企業法の実務」、「家事事件の実務」及び「刑事裁判実務」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判については、授業科目「民事裁判実務」、「刑事裁判実務の基礎」の中で適宜指導が行われ、ローヤリング及びエクスターンシップについては、授業科目「ロークリニック」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、適宜講義形式をとりつつ、プロブレム・メソッド方式、討議形式の双方向的又は多方向的な討論を中心とした授業を基本とし、学習の進度に応じて2年次以降の授業科目においては、授業形式の重点をプロブレム・メソッド方式及びケース・メソッド方式に移すことにより双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「ロークリニク」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、本法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されるとともにウェブサイトに掲載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、授業時間割の作成における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、事前のレジュメ、資料等の配付、「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じた予習・復習の指示、メールによる学生からの質問への対応、オフィスアワー及びクラスアワーの設定、クラス担任制の導入、休祝日関係なく24時間利用できる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、40単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、GPA制度の導入などの評価の在り方、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧及びシラバスに記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、一部の授業科目において、課題の成績が全員一律満点となっているものや成績評価における考慮要素とは別に加点が行われているものがあるものの、科目修了試験、授業中の質疑応答の内容、課題、小テスト等としており、これらは学生便覧及びシラバスへの記載、ウェブサイトへの掲載、授業における告知などにより、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生に対する成績評価不服申立制度の整備、採点時における受験者の匿名性の確保、教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、各学期における成績配付と同時に、履修者が5名以上の授業科目は成績分布データを開示し、筆記試験を行った場合には当該試験の成績評価基準も開示するなど、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る再試験について、期末試験と一部類似の設問が1授業科目において出題されているものの、おおむね厳正な成績評価が行われている。また、追試験については、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、本大学の他研究科及び他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位、並びに入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における基礎法学・隣接科目

又は展開・先端科目の授業科目の単位として認定することが可能とされている。単位の認定に当たっては、既修得単位の認定申請に基づき、シラバスや学生面談等をもとに行われる「学務委員会」での第1次審査を経て、教授会において審議・決定することとされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、入学時のガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、96単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、本大学の他研究科及び他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位、並びに入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目12単位及び選択必修科目2単位以上、法律実務基礎科目12単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目12単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院においては、法学既修者の認定は実施されていない。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 1 授業科目において、成績評価における考慮要素の一つである課題の成績が、課題の提出をもって、全員満点となるような成績の付け方となっているため、学生の能力及び資質をより正確に反映した客観的かつ厳正な成績評価が行われるよう全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目において、あらかじめ学生に周知された成績評価における考慮要素とは別に加点が行われているため、成績評価においては、あらかじめ学生に周知された成績評価における考慮要素を遵守するよう全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目における再試験において、期末試験と一部類似の設問が出題されているため、再試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD・紀要委員会FDチーム」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生に対する講義評価アンケートの実施、講義評価アンケートの結果を参考に作成された講義・演習担当者研修会報告書などを使い教育内容及び教育方法の在り方を検討する講義・演習担当者研修会の実施、教員相互による授業参観の実施及び授業参観実施後に授業内容の検討を行う教員研修会の開催、適宜各教員に対してなされる個別的な改善指導などが行われている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員について、理論研修会の実施や研究者教員との共同授業の実施などを通じて、教育上の経験が確保されるよう努めている。

また、研究者教員について、実務研修会の実施、実務家教員が担当する授業科目「ロークリニック」の授業参観、実務家教員との共同授業の実施などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見が確保されるよう努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育の理念及び教育の目的に照らして、「(1) つねに“よき隣人たる法曹”になるために、当事者やその家族の“心”や“心の傷み”を理解することができる人格を備えた方を受け入れます。(2) 今後の法曹には、国内外の経済・社会の動向、科学技術の発展、形態・価値が変動する人間・家族関係に対する透徹した洞察力、そして社会常識に適った分析力・判断力が求められます。そこで、幅広い教養、深い社会的知性、論理的な理性、豊かな人間性を備えた人材を積極的に受け入れます。(3) 多様なバックグラウンドをもった人材に法曹への門戸を開放するという法科大学院制度の趣旨を遵守し、法律学の既修未修を区別することなく、学部履修課程で多様な専門的領域における知識・学芸を修得し高い教養を保有している方を積極的に受け入れます。法律学既修者のための特別コースは設けず、既修未修の区別なく全て3年制とします。法律学関連の科目に係る入学試験は実施しません。(4) 社会的活動・関心や職業的体験などを通して法曹の職につくことを希望する方を積極的に受け入れます。そのため、法曹への意欲のみならず、これまで従事してきた社会貢献活動や職業的経験・経歴など、社会経験や社会・職業上の実績を積極的に評価します。とくに、NPO活動分野や金融取引・国際取引分野などからの人材を受け入れます。(5) 科学技術の発展・普及に応じた法曹を養成していくために、“サイエンティフィック・マインド”を保有している方を積極的に受け入れます。(6) 今後の少子高齢化社会、経済的基盤の弱い地域に応じた法曹を養成していくために、“地域法曹となる意欲・使命感をもつ方”を積極的に受け入れます。」として設定し、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集案内を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育の理念、教育の目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集案内を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、「一般枠」のほか、科学分野における法曹活動を目指す者を対象とする「高度技術法曹枠」、長野県で地域法曹としての活動を目指す者を対象とする「地域法曹枠」を設け、入学志願者が募集人員の5倍を超えた場合に入学志願者全員を対象として行う第1次選抜及び入学者選抜（第1次選抜を行う場合の第2次選抜）を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の入試状況（合格者数、出身大学、出身学部、小論文試験問題等）が公表されているなど、入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選抜を行う場合においては、適性試験の成績をもとに審査し、入学者選抜（第2次選抜）においては、適性試験の成績及び出願書類の審査、小論文試験（「地域法曹枠」志願者については、これらに加えて面接試験）を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、入学志願者全員を対象に法曹を目指す理由等を記載した「志願理由書」及び社会活動、職歴、専門的資格、語学能力等を記載した「自己申告書」の提出を求めるとともに、「高度技術法曹枠」においては、科学技術・自然科学に関する資格等を記載した「科学技術・自然科学に関する資格、職業経験申告書」の提出を求め、「地域法曹枠」においては、地域における社会活動、職業経験等を記載した「地域における社会活動、職業経験申告書」の提出を求めるとともに面接試験を課すことによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成17年度は約52%、平成18年度は約45%、平成19年度は約53%、平成20年度は70%、平成21年度は約52%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員120人に対し、平成21年度の在籍者数は84人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 入学者選抜において、多様な学生を確保するために、科学分野における法曹活動を目指す者を対象とする「高度技術法曹枠」、長野県で地域法曹としての活動を目指す者を対象とする「地域法曹枠」を設けている。
- 入学者に占める法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合が、平成17年度は約52%、平成18年度は約45%、平成19年度は約53%、平成20年度は70%、平成21年度は約52%といずれも高率を示している。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育の理念及び教育の目的に照らして、入学から修了までの間、実務家教員と研究者教員が2人1組で担当するクラス担任制、クラスアワー、オフィスアワーの設定及び年次進級時における履修相談の実施などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に、冊子「入学予定者の皆様へ」を配付して入学前の自習のための手引きを示し、前期が始まるまでに、「法律学入門講座」を開講するとともに、入学後のガイダンスにおいて実務家教員による地域に根差して活動する実務法曹の仕事や生活に関する説明を受ける機会を設けるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、入学後のガイダンスにおいて法律基本科目の概要について説明がなされるとともに、履修登録前に個別履修相談を行うなど、履修指導において特段の配慮がなされている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、3年一貫の持ち上がり式のクラス担任制、クラスアワー、オフィスアワーが設定され、講義室や教員室等において、学習相談や助言が行われている。なお、オフィスアワーの時間、場所及び予約の要否は、掲示によって通知されているほか、「TKC法科大学院教育研究支援システム」に掲載され、事前周知が図られている。

また、「法科大学院 意見箱・提案箱」の設置による学生の意見、提案の汲み上げなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、一部の授業科目において、地域の弁護士会に所属する弁護士が授業の補助を行っており、また修了生を学生からの学習内容・方法に関する質問への対応にあてる制度の導入が検討されるなど、学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金及び地元金融機関による本法科大学院生専用の低利の学生修学支援ローン制度に関する情報の提供がなされ

るとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、各クラス2人のクラス担任及び学務委員が、修学面のみならず、各種生活面や健康面などの学生生活全般において生ずる問題等の相談・助言の窓口となっているほか、全学的に、健康安全センターにおいて健康相談、精神衛生のカウンセリング等が行われているとともに、各種ハラスメントへの対応として、「信州大学イコール・パートナーシップ委員会」によってハラスメント相談員が配置されているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、学生募集案内を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、身障者用トイレ、スロープ、点字ブロック、エレベーターを設置するほか、教室及び演習室を車椅子の学生に対応できるよう段差のない施設とするなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、修学上必要な支援、措置を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、実務家教員を含むクラス担任を窓口として、実際の職業経験に基づく進路指導を実施するとともに、適宜弁護士事務所への訪問の機会を提供するほか、就職支援サイト「ジュリナビ」に参加するなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 1学年2クラスのそれぞれに研究者教員と実務家教員による2名のクラス担任が配置されており、個別の指導及び助言がきめ細かく行われている。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員構成」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員構成」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「人事委員会」を設置し、採用・昇進候補者の資格、研究業績及び実務経歴等について審査し、「人事教授会」において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、非常勤講師については、「学務委員会」において採用候補者の資格、研究業績及び実務経歴等について審査し、教授会において審議・決定する方法がとられ、教授、准教授については、専任教員の採用と同じ方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及び教育の目的を実現するため、その求められている数を超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から70歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員10年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目並びに展開・先端科目に配置されている授業科目「労働法1」及び「労働法2」であり、そのうち必修科目の授業は、すべてが専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、教材の作成及び複写等を行う事務補佐員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員構成」を通じて学内外に開示されている。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の運営の仕組みを有しており、専任の長である法曹法務研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「経済学部事務部門」が組織され、学務、総務・庶務を担当する職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、事業計画等について学長ヒアリングが行われているほか、学長が随時意見を聴取する体制となっており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、自己点検及び評価を行う独自の組織として「中期計画・認証評価委員会」が設置され、教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「信州大学法科大学院自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「中期計画・認証評価委員会」が設置され、項目として「教育目的」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜等」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」及び「施設、設備及び図書館等」が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「FD・紀要委員会FDチーム」と「学務委員会」が密接に連携し、教員資質の向上及びカリキュラムの改訂等を行い、法科大学院の教育活動等の改善を図り、改善の方向性や結果については教授会等を通じて、各種委員会及び教員に周知徹底する体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証が行われている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況について、入試説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、学生募集案内、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集案内、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、各教員又は法科大学院係により収集され、各教員室又は法科大学院事務室に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。図書館については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる共同研究室等が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室のほか、自習室棟の討論室、ラウンジ等が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間利用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。さらに、修了生についても申請により無償で自習室を利用することができる。また、自習室には、ローライブラリーとして各科目の主要な概説書・判例集・論文集・実務書などの法律関連図書、主要な法律雑誌が配架されており、自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、自習室と経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館が近くに位置しているなど、自習室と経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、講義室には、プロジェクタ、DVDデッキ等が整備されている。また、教員室には有線LANが、自習室には無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等から各種判例情報の検索ができる「TKC法科大学院教育研究支援システム」等をオンラインで利用できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館が整備されている。

経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館には、司書の資格を有した専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料がおおむね備えられている。

経済学部図書資料室においては、本法科大学院の「学務委員会図書チーム」が短期及び中長期的な収書計画を立てて、整備充実を図るとともに、学生の要望を聴取しつつ図書を購入する体制となっているほか、職員により蔵書の管理等が行われ、また、附属図書館松本合同図書館においては、学生証による貸出・返却の管理、禁帯出の指定を行うなど、所蔵する図書及び資料の管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、情報検索用パソコン、プリンタ、複写機、マルチメディア学習室等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習室には専用図書が配架され、自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、自習室と経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館が近くに位置しているなど、自習室と経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館との有機的連携が確保されている。

【特記すべき事項】

- 自習室については、休祝日関係なく24時間利用でき、十分な利用時間が確保されている。
- 本法科大学院の修了生について、申請により自習室を無償で利用することができる。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

信州大学大学院法曹法務研究科・法曹法務専攻

(2) 所在地 松本市旭3-1-1

(3) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数 84名

教員数 18名（うち実務家教員8名）

いる。また、地域密着型の弁護士などを養成する法曹像として掲げるが、長野県弁護士会の協力を得て、「ロークリニック」などを通じた実務教育の充実にも配慮している。

2 特徴

信州大学法科大学院は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に窮理せよ」、そして「つねに良き隣人たれ」を掲げる。そして、要請する基本的な法曹像を設定した上で、それに適した教育課程を編成している。すなわち、第1に、地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者として活動する法曹、第2に、経済活動を理解し、企業経営及びその健全化に対応できる法曹、第3に、地域固有の問題について、理解・分析する能力を有し、政策立案能力を備えた法曹という3つの法曹像を設定し、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目において本法科大学院の理想とする法曹の養成に資する授業科目を用意している。

教育課程の特徴としては、①基礎から段階的、反復的、科目横断的な教育を行うこと、②少人数教育を含め、1年次に民法の基礎教育を徹底すること、③実務基礎科目を20単位開設し、その中には2クラス制を採用することによって少人数教育の充実を図っていること、が挙げられる。そして、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に実務基礎科目の教育を行い、さらに実務基礎科目を踏まえて理論的發展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

また、授業時間外における学習の充実を図るために、各教員が研究室で個別に対応するオフィスアワーを設定するほか、教員が教室において学生からの勉強上の相談や学習方法の質問等に積極的に答えるクラスアワーを設けている。

このように本法科大学院は、段階的な学修を可能にするカリキュラムを採用し、効果的な学修支援にも努めて

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 教育の理念、目的と養成しようとする法曹像

信州大学法科大学院は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に究理せよ」、「つねに良き隣人たれ」の3つを、教育の目的として、①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成、②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成、③経済・経営に強い法曹の養成、④科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成を掲げる。そして、これらは法曹自らの手による自らの後継者養成を目指す長野県弁護士会との密接な連携と共同によって実践されるものである。

このような教育の理念と目的を具体化するために、養成する具体的な法曹像として、①良き市民として地域社会とともにあり、強い倫理感と法令遵守の精神を有し、市民生活の法的助言者として活動する法曹、②経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化及び企業経営の健全化に対応できる法曹、③地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた法曹の3類型を想定し、それぞれに適した履修プログラムを設定し、教育を行う体制を構築している。

2 教育課程の基本方針と構成及び特色

信州大学法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育が段階的かつ完結的に行われるように、以下の2つの視点から、理論と実務を架橋する教育を実践している。

第1に、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に実務基礎科目の教育を行い、さらに実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

1年次は、法律基本科目について理論的な教育を行う。とくに民法の基礎教育を徹底している。民法の基礎知識を確実に習得させ、実務基礎科目における要件事実教育を円滑に行うために、民法科目は民法1から民法7に細分化した上で、民法1から民法7のすべてを1年次に配当し、民法総則から家族法までの民法全体についての基本的知識を習得できるように配慮している。また、「民法入門演習」（1年次配当）については2クラス制とし、添削指導とプロブレム・メソッドによる少人数教育を実施している。これは、法概念の意味、条文の解釈方法、法学的文章の書き方、論理的な思考能力を養成するために、事前にプロブレム・メソッドに対応した課題を提示し、その課題に対する解答としてのレポートを提出させ、このレポートの内容を演習時に議論し、再度レポートを作成する。このレポートを担当教員が添削し、個別指導を行うというものである。

実務基礎科目は、2年次以降に、民法などの法律基本科目を学習した上で履修できるように配慮して開講している。実務基礎科目においては、現代社会における法律家の使命と責任を自覚させる法曹倫理教育によって、法曹としての責任感及び倫理観の涵養に努めるとともに、契約締結交渉・契約締結・契約の履行の各段階で発生しうる紛争や成年後見・離婚・相続・親子関係などの家事事件紛争における事案の分析力、さらには民事・会社関係などの法律文書作成能力の養成に努めている。

第2に、理論と実務を架橋する観点から、研究者教員と実務家教員の役割分担を整理し、①研究者教員が法理論を中心に行う授業、②実務家教員が実務を中心に行う授業、③研究者教員と実務家教員が共同して行う授業、④実務経験を有する教員が実務を背景に理論教育を行う授業の類型を設けている。

法律基本科目は主として研究者教員が、実務基礎科目は実務家教員が担当するが、法律基本科目のうち、「民商法総合演習」などの3科目は研究者教員と実務家教員が合同で担当し、理論と実務を架橋する教育を実践している。さらに、法律基本科目及び展開・先端科目では、実務経験を有する教員が実務の経験を踏まえた理論教育を行っている。

また、成績評価においては、評価基準の事前開示を徹底し、適正かつ厳格な成績評価を行い、併せてGPA (Grade Point Average) に準じた方式の採用により厳格な修了認定を行うこととしている。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/houka/no6_2_jiko_shinshu_h201003.pdf